

令和6年度の河川調査項目

1. 既存資料収集、整理：実施中

- 貸与した相模川の河川環境（主に魚類、生態系）に関する既存の調査結果等を整理
- 公開されている相模川の河川環境（主に魚類、生態系）に関する論文を収集
- 貸与または収集した資料は、年、目的、調査項目、調査時期等を整理

2. 現地踏査：令和6年12月24日実施

- 平常時の流況、水際環境や砂州の状況を把握
- 堰の構造や取水施設の状況等を現地で確認

3. 河川流況解析：実施中

3-1 現況河道モデル作成

- 対象範囲： 1級河川相模川
相模大堰から寒川取水堰下流まで
- 概要： 流況解析に使用する3次元モデル作成
使用するデータは、河川管理者所有の点群データ

3-2 取水地点及び取水量変更に伴う流況解析

- 段階的な取水量変化及び河川流量変化により20パターン解析
- 解析結果として河川流況のうち魚類の生育に関わる項目を整理（流量、流速、水深など）
- 解析結果を補完する現地調査計画を作成（令和7年1月末までに中間提案を予定）

4. 評価

- 流量変化の状況を整理
- 流量変化の所見及び評価

1. 解析データ補完調査：目的 R6年度に作成した河道モデルの精度向上のための現地調査

ア) 調査項目	①水位測定 ②支川流量観測
イ) 調査範囲	相模大堰～寒川取水堰
ウ) 調査時期	平常時、増水時を考慮し、年3回程度
エ) 調査内容	①水位測定：1km間隔及び支川との合流箇所にて測定 ②支川流量観測：玉川及び永池川の合流点にて観測

2. 魚類調査：目的 魚類（アユ及びアユ以外の漁業権魚種※）への影響評価の基礎資料 ※ ヤマメ、ウグイ、オイカワ、フナ、コイ、ウナギ及びテナガエビ

ア) 生育環境調査 (アユ及びアユ以外の漁業権魚種※)	① 調査範囲	a) アユ：調査範囲で10測線程度 b) アユ以外：既往調査より適地選定（3箇所程度）
	② 調査時期	a) アユ：夏季に2回（6月・9月） b) アユ以外：夏季に1回（9月）
	③ 調査内容	a) アユ ① 生息状況：生息密度、胃内容物、食み跡など ② 生息環境：瀬淵分布、流況、水質、水温、河床など ③ 餌環境：付着藻類 b) アユ以外 ① 生息状況：既往調査結果を活用など ② 生息環境：生息場分布、流況など
イ) 産卵環境調査（アユのみ）	① 調査範囲	調査範囲内の産卵場5か所程度
	② 調査時期	秋季に2回（10月～12月）
	③ 調査内容	産卵実態及び産卵環境（流況・河床）
ウ) 遡上・降下環境調査（アユのみ）	① 調査範囲	既往調査結果を活用
	② 調査時期	
	③ 調査内容	

3. UAV(ドローン)による流況観測調査：目的 河道モデルの精度向上及び魚類影響評価の補完のための調査

- 相模大堰下流 1km区間、年2回程度（6～11月）実施
- UAV（ドローン）を用いた動画撮影及びPIV解析による平面流況（流向及び流速）の調査

4. 現地確認及び意見交換：目的 有識者及び河川関係者の視点を反映した調査、解析及び評価を行うための現地確認等

- 有識者及び河川関係者による相模大堰～寒川取水堰間の現地状況の確認と意見交換 概ね2回程度を想定

5. 予測及び評価

- 1. 解析データ補完調査と3. UAV（ドローン）調査を基にした河川の流況変化による改変域等の把握
- 魚類の産卵や移動への影響
- 相模大堰及び寒川取水堰の魚道への影響

評価は調査範囲の評価とともに、問題個所を明らかにして要所についても評価する。

現地視察について

実施日：令和7年5月21日

	現場視察地点	視察ポイント
①	寒川取水堰（6.8k）	管理橋上から上下流を俯瞰
②	大神スポーツ広場地先（7.4k）	右岸 湛水域
③	戸沢橋（10.6k）	玉川合流点、下流アユ産卵場
④	中野多目的広場地先（10.8k・11.3k）	アユ産卵場
⑤	相模大堰・左岸魚道（11.8～12.0k）	大堰下流の状況、左岸魚道の構造



現地確認地点

5事業者の「水道システム再構築」実現に向けた河川影響等に関する有識者会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 5事業者(水道事業者である神奈川県企業庁企業局、横浜市水道局、川崎市上下水道局及び横須賀市上下水道局並びに水道用水供給事業者である神奈川県内広域水道企業団)は、河川管理者や関係河川使用者等との協議を実施するに当たり、河川影響等に関する事項について、学識経験を有する者の意見を聴取するため、「5事業者の『水道システム再構築』実現に向けた河川影響等に関する有識者会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 5事業者が実施する河川調査の方法及び結果の妥当性に関すること
- (2) 前号の調査に基づく魚類等への影響評価と対策案の妥当性等に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること

(設置期間)

第3条 会議の設置期間は、この要綱の施行の日から令和8年3月31日までとする。ただし、前条の所掌事項を達成するため必要と認められる場合には、設置期間を延長することができる。

(構成)

第4条 会議を構成する委員(以下「委員」という。)は、河川環境に関する学識や知見を有する者のうちから5事業者が選任する。

- 2 委員の定数は、3名以内とする。
- 3 委員の代理出席は認めない。
- 4 座長が特に必要と認めた場合は、臨時委員を置くことができる。
- 5 臨時委員は、その選任の事由となる事項が終了したと座長が認めたときは、退任するものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、選任の日から令和8年3月31日までとする。

- 2 前条の委員が欠けた場合は、5事業者が補欠の委員を選任する。
- 3 第3条ただし書の規定により設置期間を延長した場合は、改めて委員を選任する。

(欠席委員の意見提出)

第6条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、議事となる事項について、あらかじめ座長に意見書を提出することができる。

(座長)

第7条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議の開催)

第8条 会議は、必要の都度座長が招集する。

- 2 会議は、対面方式を基本とする。ただし、座長が認めた場合は、オンラインによる出席も可能とする。

(会議の公開)

第9条 会議の公開については、神奈川県企業庁の附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱の規定を準用する。

(事務局等)

第10条 会議の事務局は、5事業者水道事業連携推進会議事務局に置く。

2 事務局は、会議資料の説明等について、必要に応じて専門的知識等を有する者に協力を求めることができる。

3 事務局は、必要に応じて5事業者に事務局の補佐を求めることができる。

4 事務局は、座長の同意を得て、オブザーバーとして関係者及び関係機関の者を参加させることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1この要綱は、令和7年1月20日から施行する。

委員名簿

浅枝 隆	埼玉大学 名誉教授
坪井 潤一	国立研究開発法人水産研究・教育機構 主任研究員
宮本 仁志	芝浦工業大学 教授

(敬称略、五十音順)

令和7年5月21日時点

全体スケジュール（案）

現在

